

2019年11月21日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**アジェンダ決定案「リースの定義 海上輸送契約（IFRS 第16号）」に対するコメント**

1. 当委員会は、「リースの定義 海上輸送契約（IFRS 第16号）」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2019年9月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 当該アジェンダ決定案では、事実パターンCに記載されている以下の点を所与としたうえで、要望書に記載された契約はリースを含むと結論づけている。

「船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定の多く（全部ではないが）は、契約で事前に決定されている。顧客は、使用期間全体にわたる船舶の使用方法及び使用目的に関する残りの関連性のある意思決定権を有している。当該意思決定権は、船舶の使用から得られる経済的便益に影響を与え、関連性がある。」
3. しかし、我々はアジェンダ決定案は以下のいずれを意図しているのか不明瞭であると考えている。
  - (a) 顧客がいくばくかの意思決定権を有している場合は、この意思決定権は常に関連性があり、したがって、契約は常にリースを含むという結論が導かれることを示唆している、又は、
  - (b) 顧客が、事実と状況に基づいて自らが有する残りの意思決定権が関連性があると判断した場合には、その判断によってこのような契約はリースを含むという結論が導かれることを示唆している。
4. もしアジェンダ決定案の意図が前項の(a)の場合は、我々はこのアジェンダ決定案に同意できない。我々は、顧客に残る意思決定権の関連性に関して以下のとおり考える。

- (a) 顧客に残る意思決定権は、資産の使用から得られる経済的便益に影響を与えるために関連性がある場合もあれば、影響を与えないために関連性がない場合もある。
  - (b) 関連性があるか否かは事実と状況により異なり、したがって、顧客は事実と状況に基づきその判断を要求されるべきである。
  - (c) 契約がリースを含むか否かは、顧客に残る意思決定権の関連性に関する顧客の判断を踏まえて検討すべきである。
5. アジェンダ決定案の意図が第3項の(b)の場合、アジェンダ決定では、顧客に残る意思決定権が関連性があるかどうかを判断することを要求されることを明確化すべきである、と我々は考える。換言すれば、アジェンダ決定は、事実と状況によっては、顧客が契約はリースを含まないと結論づける場合もあることを明確化すべきである。
6. 前項の点を明確するために、我々はアジェンダ決定案を以下のとおり修正することを提案する。

(事実関係に関するCの記載の修正) (新規の文言に下線、削除する文言に取消線を付している)

「船舶の使用方法及び使用目的に関する ~~関連性のある~~ 決定の多く (全部ではないが) は、契約で事前に決定されている。顧客は、使用期間全体にわたる船舶の使用方法及び使用目的に関する残りの ~~関連性のある~~ 意思決定権を有している。顧客は、事実と状況を踏まえ、自らが有する 当該意思決定権は船舶の使用から得られる経済的便益に影響を与え、関連性がある、と判断した。」

(アジェンダ決定案の文末に以下の記載を追加) (新規の文言に下線を付している)

「なお、本アジェンダ決定案は、上述の残存する意思決定権に関連性があるという顧客の判断を基に結論を導いている。判断が異なると (すなわち、残存する意思決定権に関連性がないと判断された場合は)、結論も異なることに留意が必要である。」

7. 我々のコメントが、委員会及びIASBの将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長